

### R3.3.19(金)種苗法に係る説明会 事前質問について

	内容
1	<p>自家増殖の見直しについて、</p> <p>① にんにくやながいも等の生産現場における取り扱いについて、今後、生産者にはどのような対応が求められるのか、具体的に伺いたい。</p>
2	<p>自家増殖について、</p> <p>① にんにくや長いも等について、登録品種の場合、令和2年中に定植され令和3年4月1日以降に収穫した収穫物を種子として利用する際に、育成者権者の許諾は必要か。</p> <p>② 生産者が過去に購入した登録品種と一般品種が混在し、区別できていない場合、今後、自家増殖する際に、生産者にどのような対応が求められるのか、具体的に伺いたい。</p> <p>③ 品種登録されていない在来の品種や育成権のないものは今までどおり許諾無しで自家増殖できるのか。</p>
3	<p>例えば、水稻において自家増殖して自己の水田で種子として使いたい場合、</p> <p>① いつまでに、どこに、どのような手続きをするべきなのか。いくらかかるのか、具体的に知りたい。</p> <p>② この改正による農業者のメリットは何なのか知りたい。</p>